

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年 6 月19日

**【会社名】** T H K 株式会社

**【英訳名】** T H K C O . , L T D .

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 寺 町 彰 博

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区西五反田三丁目11番 6 号

**【電話番号】** 03(5434)0300(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営戦略室長 木 内 秀 行

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区西五反田三丁目11番 6 号

**【電話番号】** 03(5434)0300(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営戦略室長 木 内 秀 行

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成25年6月15日開催の当社第43期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規程に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月15日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 1. 期末配当に関する事項

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 9円 総額 1,139,408,037円

##### ロ 効力発生日

平成25年6月17日

##### 2. 剰余金処分にに関する事項

##### イ 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

##### ロ 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

執行役員制度を定款上明確に位置付けるため、第27条として執行役員に関する規定を追加するとともに、それらに関連する第25条、第26条の規定についても一部の変更を行うものであります。

#### 第3号議案 取締役16名選任の件

取締役として、寺町彰博、寺町俊博、今野宏、大久保孝、林田哲也、桑原淳一、星野京延、槇信之、木内秀行、坂井淳一、石川裕一、下牧純二、星出薫、神戸昭彦、伊藤栄、甲斐莊正晃の16名を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、渡邊澗夫を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
第1号議案	969,604	16,357	92	97.13%	可決
第2号議案	982,093	3,359	603	98.38%	可決
第3号議案					
寺町彰博	905,263	79,911	876	90.68%	可決
寺町俊博	949,547	35,629	876	95.12%	可決
今野 宏	949,534	35,642	876	95.12%	可決
大久保孝	949,577	35,599	876	95.12%	可決
林田哲也	949,597	35,579	876	95.12%	可決
桑原淳一	949,595	35,581	876	95.12%	可決
星野京延	949,598	35,578	876	95.12%	可決
槇 信之	949,565	35,611	876	95.12%	可決
木内秀行	949,539	35,637	876	95.12%	可決
坂井淳一	949,571	35,605	876	95.12%	可決
石川裕一	949,595	35,581	876	95.12%	可決
下牧純二	949,600	35,576	876	95.12%	可決
星出 薫	948,568	36,608	876	95.02%	可決
神戸昭彦	948,567	36,609	876	95.02%	可決
伊藤 栄	961,671	23,505	876	96.33%	可決
甲斐莊正晃	954,490	30,957	603	95.61%	可決
第4号議案					
渡邊 澗夫	976,268	9,183	603	97.79%	可決

(注) 1 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席をした議決権行使をすることができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 賛成率の計算方法は次のとおりであります。

- ・本総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する各議案の賛否に関して確認できた議決権数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上